

一般社団法人日本応用地質学会 業務執行理事等の職務権限規程

平成30年 12月 17日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という。）の定款第29条に基づき、この法人の業務執行理事等の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、業務執行理事等とは、代表理事たる会長及び副会長、常務理事並びに事務局長をいう。

(法令等の順守)

第3条 業務執行理事は、法令、定款及びこの法人が定める規則、規程等を順守し誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 業務執行理事の職務権限

第4条 会長、副会長、常務理事、事務局長の職務権限は、別表「業務執行理事等の職務権限委任項目」に掲げるものとする。

2. 別表に掲げる事項は、原則、理事会での決議を必要とするが、突発的かつ緊急な対応が必要な事項に対して適用されるものとする。従って、業務執行理事等が理事会に付議すべきと判断した場合は別表に掲げる事項においても理事会での決議事項とする。

3. 事業計画、予算書あるいは個別審議で理事会において承認を得た事項であっても、実施段階で詳細仕様、必要経費等が大幅に変化した場合、あるいは、事業計画、予算書あるいは個別審議が概算であった場合は、業務執行理事等は再度理事会に諮らなければならない。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認（平成30年12月17日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。

別表

【業務執行理事等の職務権限委任項目】

決裁事項		決裁権者				備考	
		会長	副会長	常務理事	事務局長		
運営	事業計画及び予算案の作成	◎	○	○	○	常時：原案の作成	
	事業報告及び決算案の作成	◎	○	○	○	常時：原案の作成	
支出	予算計上されておらず理事会承認行事関連以外の突発的事項	1件50万円未満	◎	○	○	○	緊急の場合のみ
		1件10万円未満			◎	○	緊急の場合のみ
	事務所維持管理、保守管理解約関連				◎		常時
承認	学会名を冠する対外活動	◎	○	○	○	緊急の場合のみ	
渉外	他学協会からの依頼事項				◎	○	常時
	外部に対する文書発信・提出	特に重要なもの	◎	○	○	○	緊急の場合のみ
		その他			◎	○	常時
		一般事務連絡				◎	常時

業務執行理事等の職務権限委任項目

◎ 最終決裁者
○ 起案者